

淑徳大学東京協賛会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、淑徳大学東京協賛会（以下「本会」という。）と称し、淑徳大学東京キャンパス内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、合わせて淑徳大学並びに淑徳大学東京キャンパスの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、会員と大学との連携を図り、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 大学の教育、研究活動の充実に関する事業
- 二 学生の福利厚生の充実に関する事業
- 三 大学の諸行事並びに課外活動の支援に関する事業
- 四 会員相互の親睦に関する事業
- 五 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、淑徳大学東京キャンパスに在学する学生の父母等（保証人）、学長、副学長、及び東京キャンパスの学部長・学科長、学生厚生委員長及び東京事務部長・担当部長・担当課長とする。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 代表幹事 1 名
- 五 監事 2 名

(役員を選出)

第 6 条 会長、副会長、理事、監事は、役員会が会員の中から選任する。

2 代表幹事は、東京事務部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長 本会を代表し会務を総括する。
- 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 三 理事 本会会務を分掌・運営する。
- 四 代表幹事 本会事務を総括する。
- 五 監事 会計、経理、業務を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充を行う。
- 3 補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(総 会)

第 9 条 総会は、定期総会及び臨時総会として開催する。

2 定期総会は会長が招集し、1 年に 1 回定期に開催する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は会員総数の 3 分の 1 以上の会員から、付議すべき事項を示して招集を請求された場合に開催する。

(総会の審議事項)

第 10 条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 予算に関する事項

二 決算に関する事項

三 その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長が必要と認めた時に開催し、会務の運営にあたる。

(議 決)

第 12 条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の賛同により成立する。

(会 計)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 当該会計年度の予算が議決されるまでの予算の執行は、前年度予算を基準として収入・支出することができる。

(事務担当)

第 14 条 本会の事務を処理するため、事務担当を置く。

2 事務担当は、次の各号に掲げる事務を担当する。

一 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務

二 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務

三 会員名簿の作成維持及び管理に関する事務

四 会報等の発行に関する事務

五 その他本会運営に関する事務

(顧問)

第 15 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員経験者の中から役員会において選任する。

3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の重要な事務の決定について意見を述べるすることができる。

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、入会金、会費、協賛金、寄付金、その他の収入による。

(委 託)

第 17 条 本会の会計は東京事務部に委託し、協賛会関係経費の出納は東京事務部長に委嘱し、東京事務部（総務）が業務を分掌する。

(附 則)

本会則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。